

【令和 8 年 9 月 1 日 現在】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情等の窓口

訪問看護 一縁 TEL 0947-23-1322 担当：木下 恵美

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 事業者の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護 一縁
所在地	(住所)福岡県田川市伊加利 808-2 スマイルホーム 101 号 (TEL)0947-23-1322 (FAX)0947-23-1323
事業所番号	4065690507
サービス提供地域	田川市郡

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 営業時間

月曜日～金曜日	8：30～17：30
土曜日	9：00～15：00

(3) 職員体制

資格	常勤	非常勤	計
看護師（管理者 1 名含む）	2 名	1 名	3 名
准看護師	1 名	1 名	2 名
理学療法士	名		名
			5 名

(4) サービス提供時間

早朝 6：00～8：00	通常時間帯 8：00～18：00	夜間 18：00～22：00	深夜 22：00～6：00
--------------	------------------	----------------	---------------

3. サービス内容

- ①病状・障害の観察と看護、健康管理 ②服薬管理 ③食事・水分・栄養摂取の管理
④排泄ケア・清拭・洗髪・入浴介助など清潔ケア ⑤ターミナルケア・緩和ケア
⑥認知症や精神障害者の看護 ⑦家族などの支援 ⑧褥瘡や創傷の処置 ⑨医療機器等の操作援助・管理
⑩その他医師の指示による診療の補助業務

4. 利用料金

(1) 利用料

指定訪問看護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、[契約書別紙]記載の計算方法で算出します。

(2) 自己負担

- ①【介護保険】での利用にあたり、1 時間 30 分以上の長時間訪問、ケアプラン以外の訪問看護、さらに支給限度額を超えるサービスは全額自己負担となります。
②【医療保険】での利用では、2 時間以上の長時間訪問、休日・営業時間外(夜間深夜早朝)の訪問看護、死後の処置などは全額自己負担となります。

(3)その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、日常生活品、電話等の費用はお客様のご負担となります。
- ②料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたしますので、27 日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
(お支払い方法は、現金集金、銀行振込の 2 通りの中からご契約の際に選んでいただきます。尚、銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。)
- ③まれに、交通事情によりサービスサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ④サービス期間中、当事業所の看護師が同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑤お客様のご希望に沿って看護師を決めておりますが固定看護師ご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ず看護師が変更する場合もございますのでご了承ください。
- ⑥誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮ください。

5.サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

電話やご紹介などでお申し込みいただくと、当事業所職員がお伺いします。訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2)サービス終了

- ①お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。
- ②当事業所の都合でサービス終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 カ月までに文書で通知いたします。
- ③自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します)
 - (ア)お客様が病院・施設に入院、入所した場合
 - (イ)介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - (ウ)お客様が亡くなられた場合
- ④その他
 - (エ)当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解除することができます。
 - (オ)お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず 10 日以内に支払わない場合、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護のサービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者に係る住宅看護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 当事業所の訪問看護サービスの特徴など

事項	有無	備考
看護師の変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性看護師の有無	無	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	毎月1回全体研修を行っています
サービスマニュアルの作成	有	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、在宅看護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当 木下 恵美 電話 0947-23-1322

(虐待の防止)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	訪問看護 一縁
申請するサービス種類	訪問看護及び介護予防訪問看護

措置の概要																					
1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置 相談・苦情等の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の時は基本的な事項については誰でも対応できるようにすると共に、担当者に必ず引き継ぐようにする。苦情の受付は口頭でも行うが窓口「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるよう対応する。 （ 電話番号 ） 0947-23-1322 FAX 番号 0947-23-1323 （ 受付担当者 ） 木下 恵美 （ 苦情解決責任者 ） 木下 恵美																					
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 1 苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡を取り詳しい事情を聞くとともに担当者からも事情を確認する。 2 調査等の結果、苦情の申立に対し管理者を含めた検討会議を開く、又検討会議の必要がない場合でも管理者まで処理の内容及び今後の方針を報告する。 3 検討の結果を、必ず翌日までに具体的な内容を本人または家族に報告するとともに、今後の改善策について、本人または家族と十分協議したうえで決定する。 4 苦情内容の記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。																					
3. ケアプランを作成した指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員を通しての苦情に対する処理を行うための手順 上記2に記載した方法と同様の処理を行う。処理内容を苦情のあった指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員に報告する。																					
その他参考事項 普段から苦情が出ないよう、利用者の立場に立ったサービス提供を心がける。 ①毎日朝礼で重要伝達事項の確認を行う。 ②従業者の資質の向上のための研修機会を確保する。																					
公的機関の連絡先 <table> <tr> <td>1 福岡県国民健康保険団体連合（介護保険課苦情相談窓口）</td><td>092-642-7859</td></tr> <tr> <td>2 福岡県介護保険広域連合（育成指導係）</td><td>092-643-7055</td></tr> <tr> <td>3 福岡県介護保険広域連合（田川・桂川支部）</td><td>0947-49-1093</td></tr> <tr> <td>4 福岡県介護保険広域連合（鞍手支部）</td><td>0949-34-5046</td></tr> <tr> <td>5 直方市役所（保険課介護サービス係）</td><td>0949-25-2390</td></tr> <tr> <td>6 田川市役所（健康福祉課高齢者係）</td><td>0947-44-2000</td></tr> <tr> <td>7 宮若市役所（健康増進課老人福祉課）</td><td>0949-32-0515</td></tr> <tr> <td>8 嘉麻市役所（高齢者介護課介護予防係）</td><td>0948-53-1191</td></tr> <tr> <td>9 飯塚市役所（介護保険課介護総務係）</td><td>0948-22-5500</td></tr> <tr> <td>10 福智町役場（介護保険係）</td><td>0947-22-7763</td></tr> </table>		1 福岡県国民健康保険団体連合（介護保険課苦情相談窓口）	092-642-7859	2 福岡県介護保険広域連合（育成指導係）	092-643-7055	3 福岡県介護保険広域連合（田川・桂川支部）	0947-49-1093	4 福岡県介護保険広域連合（鞍手支部）	0949-34-5046	5 直方市役所（保険課介護サービス係）	0949-25-2390	6 田川市役所（健康福祉課高齢者係）	0947-44-2000	7 宮若市役所（健康増進課老人福祉課）	0949-32-0515	8 嘉麻市役所（高齢者介護課介護予防係）	0948-53-1191	9 飯塚市役所（介護保険課介護総務係）	0948-22-5500	10 福智町役場（介護保険係）	0947-22-7763
1 福岡県国民健康保険団体連合（介護保険課苦情相談窓口）	092-642-7859																				
2 福岡県介護保険広域連合（育成指導係）	092-643-7055																				
3 福岡県介護保険広域連合（田川・桂川支部）	0947-49-1093																				
4 福岡県介護保険広域連合（鞍手支部）	0949-34-5046																				
5 直方市役所（保険課介護サービス係）	0949-25-2390																				
6 田川市役所（健康福祉課高齢者係）	0947-44-2000																				
7 宮若市役所（健康増進課老人福祉課）	0949-32-0515																				
8 嘉麻市役所（高齢者介護課介護予防係）	0948-53-1191																				
9 飯塚市役所（介護保険課介護総務係）	0948-22-5500																				
10 福智町役場（介護保険係）	0947-22-7763																				

2. 利用料金額

(1) 介護保険の場合（1 回利用あたり） ※1 点＝10 円

	看護師		准看護師	
	要介護	要支援	要介護	要支援
20 分未満	314 点	303 点	283 点	273 点
30 分未満	471 点	451 点	424 点	406 点
30 分以上 1 時間未満	823 点	794 点	741 点	715 点
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 点	1,090 点	1,015 点	981 点
早朝・夜間（6：00～8：00、18：00～22：00）			1 回あたり 25%増し	
深夜（22：00～6：00）			1 回あたり 50%増し	
理学療法士等	要介護		要支援	
20 分（40 分利用の場合）	294 点（588 点）		284 点（568 点）	
20 分（60 分利用の場合）	264 点（794 点）		255 点（765 点）	
加算				
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%		
中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供		所定単位数の 5%		
サービス提供体制加算		6 点/回		
初回加算　Ⅰ		350 点/月（初回のみ）		
初回加算　Ⅱ		300 点/月（初回のみ）		
退院時共同指導加算（退院後初回）		600 点/回		
特別管理加算（Ⅰ）		500 点/月		
特別管理加算（Ⅱ）		250 点/月		
緊急時訪問看護加算Ⅰ		600 点/月		
ターミナルケア加算		2,500 点/月		
看護・介護職員連携強化加算		250 点/月		
看護体制強化加算（Ⅰ）		550 点/月		
看護体制強化加算（Ⅱ）		200 点/月		
複数名訪問加算（Ⅰ）		30 分未満 254 点	30 分以上 402 点	
複数名訪問加算（Ⅱ）		30 分未満 201 点	30 分以上 317 点	
介護職員等処遇改善加算		厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員等の賃金の改善を実施している場合	1 月につき 所定単位×1.8%を乗じた額	

※要支援者の場合、利用開始月より 12 カ月を超えて、介護予防訪問看護を利用する場合、1 回につき 5 単位減算となります。

※（【上記、所要時間に応じた金額】×【利用日数】＋【その他加算】）×【自己負担割合】＝【利用金額合計】

※【自己負担割合】は所得により異なります。

(2) 医療保険の場合

・訪問看護基本療養費(1日につき)

項 目		診療報酬
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	5,550円(5,050円)
	週4日目以降	6,550円(6,050円)
	ハ.悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	12,850円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	5,550円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	＜同一日に2人＞ 週3日目まで	5,550円(5,050円)
	週4日目以降	6,550円(6,050円)
	＜同一日に3人以上＞ 週3日目まで	2,780円(2,530円)
	週4日目以降	3,280円(3,030円)
	ハ.悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	12,850円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	指定訪問看護を受けようとするも者(入院中のものに限る。)	8,500円
難病複数回訪問加算	1日に複数回訪問実施可能な人が対象	
	2回	4,500円
	3回以上	8,000円
特別地域訪問看護加算	移動にかかる時間が1時間以上	所定額の50/100に相当する額
緊急訪問看護加算		2,650円
長時間訪問看護加算	週1日まで (15歳未満の超重症児又は準超重症児は週3日まで)	5,200円
乳幼児加算	6歳未満	1,500円
複数名訪問看護加算	イ.看護職員が他の看護師等(准看護師を除く。)と同時に指定訪問看護を行う場合(週1日を限度)	4,500円
	ロ.看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合(週1日を限度)	3,800円
	ハ.看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)(週3日を限度)	3,000円
	ニ.看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合(別に厚生労働大臣が定める場合に限る。)	1日1回の場合 3,000円 1日2回の場合 6,000円 1日3回以上の場合 10,000円

夜間・早朝訪問看護加算	早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）	2,100 円
	夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）	
深夜訪問看護加算	深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）	4,200 円

・精神科訪問看護基本療養費(1 日につき)

1.精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週 3 日目まで 30 分以上の場合	5,550 円 (5,050 円)
	週 3 日目まで 30 分未満の場合	4,250 円 (3,870 円)
	週 4 日目以降 30 分以上の場合	6,550 円 (6,050 円)
	週 4 日目以降 30 分未満の場合	5,100 円 (4,720 円)
3.精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)	<同一日に 2 人>	
	週 3 日目まで 30 分以上の場合	5,550 円 (5,050 円)
	週 3 日目まで 30 分未満の場合	4,250 円 (3,870 円)
	週 4 日目以降 30 分以上の場合	6,550 円 (6,050 円)
	週 4 日目以降 30 分未満の場合	5,100 円 (4,720 円)
	<同一日に 3 人以上>	
	週 3 日目まで 30 分以上の場合	2,780 円(2,530 円)
	週 3 日目まで 30 分未満の場合	2,130 円 (1,940 円)
	週 4 日目以降 30 分以上の場合	3,280 円 (3,030 円)
	週 4 日目以降 30 分未満の場合	2,550 円 (2,360 円)
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)		8,500 円
特別地域訪問看護加算	移動にかかる時間が 1 時間以上	所定額の 50/100 に相当する額
精神科緊急訪問看護加算		2,650 円
長時間精神科訪問看護加算	週 1 日まで (15 歳未満の超重症児又は準超重症児は週 3 日まで)	5,200 円
乳幼児加算	6 歳未満	1,500 円
複数名精神科訪問看護加算	イ.保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合	(1)1 日 1 回の場合 4,500 円 (2) 1 日 2 回の場合 9,000 円 (3) 1 日 3 回以上の場合 14,500 円
	ロ.保健師又は看護師が准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合	(1)1 日 1 回の場合 3,800 円 (2) 1 日 2 回の場合 7,600 円 (3) 1 日 3 回以上の場合 12,400 円
	ハ. 保健師又は看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行う場合（週 1 日を限度） (別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)	3,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）	2,100 円
	夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）	

深夜訪問看護加算	深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）	4,200 円
精神科複数回訪問加算	1 日に複数回訪問実施可能な人が対象 2 回 3 回以上	4,500 円 8,000 円
訪問看護管理療養費	1.月の初日の訪問の場合 イ．機能強化型訪問看護管理療養費 1 ロ．機能強化型訪問看護管理療養費 2 ハ．機能強化型訪問看護管理療養費 3 二． イからハまで以外の場合 2.月の 2 日目以降の訪問看護(1 日につき)	12,530 円 9,500 円 8,470 円 7,440 円 3,000 円
24 時間対応体制加算		6,800 円（月に 1 回）
特別管理加算	医療器具装着者への管理が必要な利用者に 1 か月 4 回以上訪問した場合（月に 1 回） Ⅰ：気管カニューレ・留置カテーテル等の管理など Ⅱ：その他	5,000 円/月 2,500 円/月
特別管理指導加算		2,000 円
退院時共同指導加算		8,000 円(1 回に限り)
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際	6,000 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円/月（月 1 回に限り）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円
精神科重症患者支援管理連携加算	イ.精神科在宅患者支援管理料 2 のイを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合	8,400 円（月 1 回に限り）
	ロ．精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合	5,800 円（月 1 回に限り）
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引	2,500 円(月 1 回に限り)
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費 1（市町村等） 訪問看護情報提供療養費 2(義務教育諸学校) 訪問看護情報提供療養費 3（保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院・入所した場合）	1,500 円 1,500 円 1,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費 1 訪問看護ターミナルケア療養費 2	25,000 円 10,000 円
ベースアップ評価料加算(Ⅰ)	看護職員等の賃金改善を実施している場合	1,830 円（月 1 回に限り）

（ ）は准看護師が訪問した場合の金額